七、シイベル時計株式会社に対する件

昭和四十四年（排）第二十七号

排除命令

東京都千代田区丸の内三丁目四番地

シイベル時計株式会社

右代表者　代表取締役　エム・ブライテンスタイン

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭で三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、シイベル時計株式会社は、同社の取引先時計小売業者あての昭和四十三年十月三十日付文書による「シイベル時計スイスゼミナール」の企画に基づいて同社の取引先時計小売業者を「シイベル時計スイスゼミナール」へ招待してはならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反して景品類を提供してはならない。

三、同社は、今後一年間、時計小売業者に対し、景品類の提供を行なうときは、その旨を当委員会に、あらかじめ、届け出

なければならない。

四、同社は、「シイベル時計スイスゼミナール」への招待が、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」に違反するものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに「シイベル時計スイスゼミナール」の通知を受けた同社の取引先時計小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

五、同社は、前項の規定に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

当委員会が認定した事実は、次のとおりである。

一、シイベル時計株式会社（以下「シイベル時計」という。）は、肩書地に本店を置き、「オメガ時計」、「チソット時計」および「バセロン・コンスタンチン時計」（以下総称して「三銘柄」という。）を輸入し、販売する事業者であって、三銘柄のそれぞれの製造業者であるルイ・ブラン・エ・フレール株式会社（銘柄「オメガ」）、シャルル・チソット・エ・フイス株式会社（銘柄「チソット」およびバセロンコンスタンチン株式会社（銘柄「バセロン・コンスタンチン」）の日本における総代理店である。

シイベル時計は、三銘柄を全国に所在する約八百のシイベル時計の取引先時計小売店に、直接に、卸売しているが、これらの時計小売店（以下「取引先小売店」という。）は、三銘柄以外の時計も販売している。

二、シイベル時計は、取引先小売店を「シイベル時計スイスゼミナール」（以下「スイスゼミナール」という。）へ招待する企画をたて、取引先小売店のうち、主要なもの約六百店に対し、昭和四十三年十月三十日付文書をもって同企画に関する通知を行なった。

この企画の概要は、次のとおりである。

(一) スイスゼミナールは、昭和四十四年、昭和四十五年および昭和四十六年に、それぞれ一回ずつ合計三回いずれも八月から九月にかけての二週間、主としてスイス連邦ビエンヌにおいて行なう。

(二) スイスゼミナールに招待する取引先小売店は、「三銘柄」の販売実績に応じて各回七十五店、合計二百二十五店とし、各年度に招待する取引先小売店は、次の基準により選定する。

ア 昭和四十四年度スイスゼミナールへの招待については、取引先小売店のうち、昭和四十三年十一月一日から昭和四十四年五月三十一日までの七カ月間における「三銘柄」の総合売上高における上位七十五店。

イ 昭和四十五年度スイスゼミナールへの招待については、取引先小売店のうち、昭和四十三年十一月一日から昭和四十五年三月三十一日までの十七カ月間における「三銘柄」の総合売上高における昭和四十四年度スイスゼミナール参加店を除く上位七十五店。

ウ 昭和四十六年度スイスゼミナールへの招待は、取引先小売店のうち、昭和四十三年十一月一日から昭和四十六年三月三十一日までの二十九カ月間における「三銘柄」の総合売上高における昭和四十四年度および昭和四十五年度のスイスゼミナール参加店を除く上位七十五店。

(三) スイスゼミナール招待のためにシイベル時計の負担する金額は、昭和四十四年度においては、参加者一名につき、概算千七十四ドル（三十八万六千六百四十円）であり、その内訳は、日本とスイス間の往復航空運賃八百二十四ドル（二十九万六千六百四十円）、ホテル代および食費等約二百五十ドル（約九万円）である。

(四) 昭和四十四年度スイスゼミナールにおいては、海外諸都市に所在する時計小売店の視察、時計工場の見学のほか時計販売に必

要な専門的知識についての講義等を行なう。なお、昭和四十四年度スイスゼミナールの日程の概略は、次のとおりである。

昭和四十四年八月十九日出国、同月二十日タイ王国バンコック、同月二十一日デンマーク王国コペンハーゲン、同月二十二日スイス連邦ジュネーブ、同月二十三日自由行動、同月二十四日から同月三十日までスイス連邦ビエンヌ、同月三十一日から九月三日まで自由行動、九月四日スイス連邦チューリッヒ、九月五日イタリア共和国ミラノ、九月六日ギリシャ王国アテネ、九月七日帰国。

法令の適用

右の事実に法令を適用した結果は、次のとおりである。

一、前記事実の二によれば、シイベル時計が企画したスイスゼミナールへの招待は、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和三十七年公正取引委員会告示第三号）第一項に規定する景品類に該当するものと認められる。

二、前記事実二の㈠によれば、シイベル時計は、取引先小売店をスイスゼミナールへ招待するにあたり、各取引先小売店の三銘柄の販売実績を基準として対象者を選定しているものであって、これは、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項に規定する「相手方事業者の当該商品に係る取引高その他取引状況が自己の定める一定の基準に該当することを条件として」に該当するものと認められる。

三、前記事実二の㈣によれば、シイベル時計がスイスゼミナールへの招待として提供する景品類のうち、各地の時計小売店の視察、時計工場の見学および時計販売に必要な専門的知識についての講義の受講等については、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項第一号に規定する「商品知識の指導」に該当する景品類と認められる。しかして、見学や講義に際して提供す

る茶菓、昼食等の接待は、これらに含まれるが、本件における海外諸国までの航空運賃および宿泊費等がこれらに含まれるものとは到底みとめられない。

四、よって、シイベル時計は、取引先小売店に対し、シイベル時計の販売する三銘柄に係る取引の状況がシイベル時計の定める一定の基準に該当することを条件として、相手方事業者一名につき年十万円をこえる景品類を提供するものであって、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものであり、主文のとおり命令する。

昭和四十四年六月十六日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子